

## Business b-ridge サービス利用規約

お客様が Business b-ridge サービス（ビジネスエンジニアリング株式会社（以下「弊社」といいます。）が知的財産権、その他一切の権利を有するサービスであって、弊社が別途定める「Business b-ridge サービス・レベル・アグリーメント」（以下「SLA」といいます。）等にて指定されるものをいいます。以下「本サービス」といいます。）及びその関連資料（本サービスと総称して以下「本サービス等」といいます。）を利用する場合、お客様は以下に定める Business b-ridge サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）及び SLA を遵守するものとします。お客様が本規約及び SLA を弊社指定 URL よりダウンロードいただいた時またはお客様が本サービスを弊社にお申込みになった時のいずれか早い時をもって、お客様は本規約及び SLA の内容に同意したものとします。

なお、本規約及び SLA の内容は弊社の判断により随時変更されることがありますので、本サービス等のご利用の際には本規約及び SLA の最新版をご確認ください。お客様及び弊社の間では、本規約及び SLA の最新版が適用されます。

本規約及び SLA の最新版については、本サービス内で閲覧できます。

### 第 1 条 利用期間

本サービス等の利用期間（以下「利用期間」といいます。）は、お客様と弊社の間で別途締結する Business b-ridge サービス利用契約（注文書・注文請書のやり取りにより締結される場合を含みます。以下「利用契約」といいます。）締結日から 1 年間とします。ただし、利用期間満了日の 2 ヶ月前までにお客様又は弊社のいずれからも書面による利用契約終了の意思表示がなされない限り、利用契約は、利用期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

### 第 2 条 本サービス等の内訳

お客様が実際に利用できる本サービス等の内訳は、利用契約及び SLA に規定するとおりとします。

### 第 3 条 利用料

本サービス等の利用料の額及び支払条件については、利用契約に規定するとおりとします。ただし、本サービス等の内容変更、機能改定、経済情勢の変動その他の事由が生じた場合、弊社は利用期間満了日の 60 日前までにお客様に書面で通知することにより、自動更新後の期間に係る利用料の額を変更することができるものとし、以後の利用期間満了日ごとに同様とします。

### 第 4 条 利用権の範囲

- 1.お客様は、本規約及び SLA に同意することにより、本サービス等を本規約又は SLA に定める範囲で利用する権利（以下「利用権」といいます。）を取得します。
- 2.お客様は、本サービス等をお客様の社内システムとして利用するものとします。ただし、お客様は本サービス等のうち、SLA に定めるユーザテスト環境は、環境設定、アドオンプログラム等の開発および動作確認の目的にのみ利用するものとします。

- 3.本規約及び SLA により、お客様は利用権のみを取得し、本サービス等に関する著作権、所有権その他のいかなる権利も取得しないものとします。
- 4.お客様は、本サービス等を利用するために必要な ID・パスワードを、お客様の責任において厳重に管理するほか、お客様のご契約先 ID プロバイダに対してお客様の責任において厳重に管理させるものとします。お客様の ID・パスワードが ID プロバイダによって認証された場合、弊社は当該 ID・パスワードによる本サービス等へのアクセスがお客様自身により正当に行われたものとみなすことができます。弊社は、お客様および ID プロバイダの ID・パスワードの管理について何ら責任を負わないものとします。
- 5.お客様は、お客様のデータ、営業上・業務上の情報（個人情報を含みますが、これに限られません。）等（以下「お客様情報」といいます。）を本サービス等において入力することができます。ただし、弊社はお客様情報の維持、管理等について何ら保証するものではなく、お客様情報の開示・漏洩等について何ら責任を負わないものとします。
- 6.弊社は、お客様の本規約及び SLA の遵守状況を確認するため、年 1 回を上限として、30 日前までに書面で通知することにより、本サービス等の使用状況を監査する権利を有します。当該監査は、弊社の費用負担にて、お客様の通常の営業時間内に行われるものとします。ただし、当該監査の結果、お客様による本サービス等の使用について本規約又は SLA に違反する状況が判明した場合、当該監査の費用はお客様が負担するものとします。
- 7.お客様は、前項に基づく監査に際し、合理的な範囲で弊社に助力及び情報（関連する記録、契約書類、コンピュータ・ユーザー管理状況等を含むがこれらに限られない）を提供するものとします。

## 第 5 条 禁止事項

お客様は、次の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 利用権を第三者に譲渡し又はその再利用権を設定すること
- (2) 本サービス等もしくはその複製物の全部又は一部を第三者に頒布、開示、売却、貸与、譲渡、又は担保もしくは質権を設定すること
- (3) 本サービスの全部又は一部を、翻訳、翻案、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、又は分解すること
- (4) 本サービス等の内部に表示されている、特許権、著作権、商標権、トレードシークレット又はその他の財産権保護に関する権利文言又は表示を削除すること
- (5) 本サービス等のパフォーマンスに関するベンチマーク・テストの結果を公表すること
- (6) 本規約又は SLA に規定する利用権の範囲を超えて利用すること
- (7) お客様の役員・従業員・代表者・代理人、お客様の委託先、又は第三者に、本条各号に掲げるいずれかの行為を行なわせること

## 第 6 条 秘密保持

- 1.お客様は、本サービス等に関する技術上及び営業上その他の情報（文書・図面・仕様書・資料その他の書面によるもの、口頭によるもの、電子ファイルによるもの、その他一切の形式によるものを含むもの）とします。以下「秘密情報」といいます。）について、善良なる管理者の注意をもってその秘密性を保持するものとし、弊社の事前の書面による承諾なく第三者に対して開示・漏洩してはならないものとします。

- 2.お客様は、秘密情報を、本規約又は SLA に規定する自己の権利の行使又は義務の履行以外の目的に利用してはならないものとします。

#### 第 7 条 本サービス等の知的財産権

- 1.本サービス等に付されたロゴ、商標、サービスマークは、弊社の知的財産であり、お客様はこれを侵害する行為を行ってはならず、またお客様はこれらと同一もしくは類似する商標等を登録し又は登録を試みてはならないものとします。
- 2.本サービス等を巡る全ての知的財産権を含む財産的権利又は利益は弊社に帰属します。

#### 第 8 条 保証

- 1.弊社は、本サービスを準委任契約（履行割合型）として提供するものとし、お客様が本規約又は SLA に定めるとおりに本サービス等を利用できるよう、商業上合理的な努力を尽くすものとします。
- 2.弊社が本規約又は SLA に違反した場合、お客様は当該違反があった時点から遡って過去 1 年間に弊社に支払った利用料相当額を限度として、弊社に対して当該違反によりお客様が直接かつ現実に被った通常の損害の賠償を請求することができます。ただし、お客様は、弊社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当事者が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、間接的損害、付随的損害、特別損害、懲罰的損害、派生的損害、逸失利益等については一切の賠償を請求できないものとします。
- 3.弊社は、本サービス等がお客様の全ての要求に合致すること、中断がないこと、一切障害がないこと、全ての障害が修復可能であること、第三者の知的財産権を侵害していないこと又は合理的な結果を提示することを保証するものではありません。また、弊社は、本サービス等の商品性、特定目的への適合性又は有用性について保証するものではありません。
- 4.本条の規定は、本サービス等に関する弊社の保証の全てであり、弊社は本条に規定されていないいかなる保証も行わないものとします。また弊社は、いかなる場合でも支払済みの利用料を返還しないものとします。

#### 第 9 条 利用契約の解除

- 1.お客様又は弊社は、相手方が次の各号の一に該当した場合には、何らの催告なくして利用契約を直ちに解除することができます。
  - (1) 相手方が利用契約、本規約又は SLA に基づく債務を履行せず、相当の期間を定めて履行の催告をしたにもかかわらず、なおも履行されない場合
  - (2) 合併、解散、又は事業の全部もしくは一部の譲渡もしくは廃止を決議した場合
  - (3) 支払の停止又は破産手続開始、特定調停手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあった場合
  - (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - (5) 仮差押、差押、仮処分、もしくは競売手続の開始があった場合、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (6) 資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
2. 弊社は、お客様が次号に該当する場合には、何らの催告なくして利用契約を直ちに解除することができるものとします。
  - (1) 第 5 条に規定する禁止事項条項の違反の場合

(2) 第 6 条に規定する秘密保持条項の違反の場合

- 3.本条に基づく利用契約の解除は、利用契約解除前に発生したお客様の利用料支払いの義務を免除するものではなく、また、お客様又は弊社が他の可能な救済措置を講じることを制限するものでもありません。
- 4.本条の規定は、お客様又は弊社が相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、損害を被った側による相手方に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。
- 5.第 1 項各号のいずれか又は第 2 項各号のいずれかに該当した当事者は、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき、相手方から何らの催告なくして当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならないものとします。

第 10 条 不可抗力

いずれの当事者も、天災、戦争、暴動、テロ、反乱、ストライキ、工場閉鎖、荒天、火災、爆発、政府の作為又は不作為など（ただし、これらに限定されないものとします。）、お客様又は弊社の支配の及ばない状況を原因とする履行不能、履行遅滞につき責任を負わないものとします。当該状況が 2 ヶ月以上継続した場合、お客様又は弊社は相手方に対し 2 ヶ月以上継続することとなった日から 10 日以内に書面で通知することにより利用契約の全部又は一部を解除する権利を有するものとします。

第 11 条 反社会的勢力の排除

- 1.お客様及び弊社は、次の各号に定める事項につき表明し、保証します。
  - (1) お客様、弊社、お客様又は弊社の代表者・役員・従業員・経営に実質的に関与している株主（以下、総称して「関係者」といいます。）が、反社会的勢力（暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係者、総会屋を含むがこれらに限られない。）に該当しないこと、反社会的勢力に該当していなかったこと、反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと、その他反社会的勢力との間で密接な関係や交流を有しないこと。
  - (2) お客様又は弊社の関係者が、相手方に対して、お客様、弊社、お客様もしくは弊社の関係者又は第三者を利用し、取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計もしくは威力を用いて信用を毀損し又は業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと。
- 2.お客様及び弊社は、相手方が本条に違反した場合、何らの催告なく利用契約を解除することができるものとします。なお、本項に基づき利用契約を解除された相手方は、解除した当事者に対して損害賠償請求できないものとします。

第 12 条 利用契約の任意解約

お客様及び弊社は、2 ヶ月前に相手方へ通知することにより、第 9 条から第 11 条までの規定への該当の有無に関わらず、いつでも利用契約を解約する権利を有するものとします。

ただし、お客様が本条に基づいて利用契約を契約年度の途中で解約する場合、支払済みの利用料のうち当該契約年度の未経過期間分に相当する部分は返還されないものとします。またこの場合、お客様は、未払利用料（当該契約年度の未経過期間分に相当する部分も含みます。）の全額を直ちに弊社に支払うものとします。

第 13 条 利用契約解除・解約時、利用期間満了時における本サービス等の取り扱い  
理由の如何を問わず利用契約が解除もしくは解約された場合、又は利用期間が満了した場合、お客様は直ちに本サービス等の利用を中止するものとします。

お客様は、利用契約の解除もしくは解約後、又は利用期間満了後 5 営業日以内に、本サービス等に関する資料・情報等を弊社の指示に従い、弊社に返却するか又はお客様の責任において完全に消滅せしめるものとします。

#### 第 14 条 輸出関連法令等の遵守

- 1.お客様は、本サービス等が日本、お客様の所在国及びその他の関連国の全ての輸出関連法令（以下「輸出関連法令」といいます。）に違反して直接又は間接に輸出されることのないように、また、輸出関連法令で禁止されている目的のための使用がなされることのないように、お客様の費用と責任において輸出関連法令を厳守するものとします。お客様は、お客様が輸出関連法令を遵守しなかったために弊社に生じた全ての損失、費用、責任及び損害（合理的な範囲の弁護士費用・訴訟費用を含むものとします。）について弊社を免責し、補償するものとします。
- 2.お客様は、お客様の費用と責任において、本サービス等の輸入に関連してお客様の所在国の政府及び法令により求められる許認可の取得のための手続及びその他の必要な措置をとるものとし、弊社はこのために合理的な協力を行なうものとします。

#### 第 15 条 差止請求及び責任

お客様は、第 4 条、第 5 条、第 6 条及び第 7 条のいずれかの規定に違反した場合、弊社に、金銭では償うことの出来ない損害が生じることを認めます。お客様は、当該各規定に違反するおそれがある場合又は違反した場合、弊社が差止命令、強制履行又はその他の救済手段を求める権利を有することを認めます。

お客様が本規約又は SLA の規定に違反した場合、お客様は当該違反によって弊社に生じた全ての損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第 16 条 通知

本規約又は SLA 上要求又は許容される通知は、当該通知が相手方に直接手渡された時点で、送料前納の書留郵便、配達証明郵便、宅配便、もしくはファックスの場合は、両当事者のそれぞれの住所又は相手方から書面で通知された他の住所に到達した時点で、有効になされたものとみなします。

#### 第 17 条 その他

- 1.お客様及び弊社は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本規約又は SLA 上の権利及び義務を第三者に譲渡してはならないものとします。
- 2.本規約及び SLA に関する全ての事項は、日本法に準拠するものとします。ただし、抵触法ルールを除きます。
- 3.本規約又は SLA に関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

- 4.お客様又は弊社の本規約又は SLA への違反に関連して、お客様又は弊社が本規約又は SLA の規定に基づく権利を放棄しても、当該権利と同種もしくは類似の権利の継続的な放棄又は将来に向けた放棄とみなされるものではありません。お客様による支払を弊社が受領することは、お客様の本規約又は SLA の規定の他の違反に関して弊社が権利を放棄したものとはみなされるものではありません。
- 5.本規約及び SLA は、本件に関連する両当事者間の完全なる合意であり、明示又は黙示を問わず、いかなる従前の合意にも取って代わるものとなります。本規約、SLA 及び利用契約の間に矛盾、抵触がある場合、SLA の規定が優先して適用されるものとします。SLA に規定のない事項で、本規約及び利用契約の間に矛盾、抵触がある場合、本規約の規定が優先して適用されるものとします。
- 6.本規約又は SLA に規定のない事項が生じた場合は、お客様及び弊社は誠意をもって協議し解決するものとします。
- 7.本規約及び SLA には、「国際物品売買契約に関する国際連合条約」を適用しないものとします。
- 8.第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条及び本条の規定は、利用契約の解除後もしくは解約後、又は利用期間終了後も存続するものとします。